発行人 大 分 県

編集

三万八千八百八十円

大分県情報公開・個人情報保護審査会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

大分県知事

広

瀬

勝

貞

第五条 令第二十二条第一項第二号及び同条第二項第二号の書類は、

別に定める。

(保有個人情報開示決定通知書等)

法第八十二条第一項の書面は、

保有個人情報開示決定通知書

(第三号様式) とす

〇 規

則

第四条

法第七十七条第一項の書面は、

保有個人情報開示請求書

(第二号様式)とする。

開示の実施の方法、

場所及び希望

(保有個人情報開示請求書)

2

条例第三条第一項の規定により知事が定める事項は、

日とする。

(開示請求における本人確認書類

第三条 法第七十五条第一項の個人情報ファイル簿は、第一号様式とする。

第二条 令第十六条第二号の知事が指定する施設は、大分県立先哲史料館及び大分県立埋蔵

文化財センターとする。

(個人情報ファイル簿)

則

Ħ

次

令 和 Ŧi. 年

号 外

三月三十

日

要な事項を定めるものとする。

以下「条例」という。)の施行に関し、

(知事が指定する公文書館等に類する施設)

四〇

「法」という。)、

「令」という。)及び大分県個人情報保護法施行条例(令和四年大分県条例第三十二

知事が保有する個人情報の保護等について必

個人情報の保護に関する法律施行令

(平成十五年政令第五百七号。以

以下

個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号。

(金曜日)

第 一条この規則は、

株明文堂印刷

(定価

箇年

令和五年三月三十一日

大分県規則第二十八号

知事が保有する個人情報の保護等に関する規則

知事が保有する個人情報の保護等に関する規則をここに公布する。

大分県知事

広

瀬

勝

貞

移送先の行政機関

第八条

に対し、当該各号に定める書面により通知するものとする。

法第八十五条第一項前段の規定により事案を移送する場合は、次の各号に掲げる者

2

通知書(第六号様式)とする。

(保有個人情報開示請求事案移送書等)

令和五年三月三十一日

この規則は、

令和五年四月一日から施行する。

第七条第一項中

「及び同項第二号ト」を削る。

委員(会長及び会長が指定する四人の委員をいう。以下同じ。)」に改める。

第四条中「会長及び会長が指定する四人の委員(以下「指定委員」という。)」を

大分県情報公開 · 個人情報保護審查会規則 (昭和六十三年大分県規則第四十九号)

の一部

「指定

第七条 法第八十三条第二項後段及び条例第五条第二項後段の書面は、

(保有個人情報開示決定等期間延長通知書等

法第八十二条第二項の書面は、保有個人情報不開示決定通知書

(第四号様式)とする。

保有個人情報開示決

定等期間延長通知書(第五号様式)とする。

法第八十四条後段及び条例第六条後段の書面は、

保有個人情報開示決定等期間特例延長

2

大分県情報公開・個人情報保護審査会規則の一部を改正する規則

を次のように改正する。

大分県規則第二十七号

令和五年三月三十一日

大分県報号外

開示請求者

(規則

開示請求者への保有個人情報開示請求事案移送通知書(第八号様式)

他の行政機関の長等への保有個人情報開示請求事案移送書(第七

(第三者に対する意見書提出の機会の付与の通知等)

定等意見照会書(第九号様式又は第十号様式)により行うものとする。 第九条 法第八十六条第一項及び第二項の規定による通知は、それぞれ保有個人情報開示決

2 法第八十六条第一項及び第二項の意見書の提出は、保有個人情報開示決定等意見書(第

十一号様式)によるものとする。

(開示の実施の方法等)

- 2 公文書の写し又はそれを複写したものの交付の部数は、一件の請求につき一部とする。
- 禁止することができる。 又は破損するおそれがあると認めるときは、当該公文書の閲覧又は視聴を中止させ、又は3 知事は、公文書を閲覧し、又は視聴する者が当該閲覧又は視聴に係る公文書を汚損し、
- する。 5 令第二十六条第一項の書面は、保有個人情報開示実施方法等申出書(第十三号様式)と

(費用負担等)

第十一条 条例第七条ただし書に規定する写しの交付等に要する費用の額は、別に定める。

- 証書」という。)により納付しなければならない。 する郵便貯金銀行が発行する普通為替証書若しくは定額小為替証書(次項において「為替2 前項の費用は、現金又は郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)第九十四条に規定
- 3 令第二十八条第四項後段の知事が定める方法は、郵便切手又は為替証書による納付とす

(保有個人情報訂正請求書)

第十二条 法第九十一条第一項の書面は、保有個人情報訂正請求書(第十四号様式)とす

(保有個人情報訂正決定通知書等)

第十三条 法第九十三条第一項の書面は、保有個人情報訂正決定通知書(第十五号様式)と

する。

会議のおけるでは、100mmので

(保有個人情報訂正請求事案移送書)

者に対し、当該各号に定める書面により通知するものとする。 第十四条 法第九十六条第一項前段の規定により事案を移送する場合は、次の各号に掲げる

- 一 移送先の行政機関 他の行政機関の長等への保有個人情報訂正請求事案移送書(第十
- 二 訂正請求者 訂正請求者への保有個人情報訂正請求事案移送通知書 (第二十号様式)

ナ 長枝 五

第十五条 法第九十七条の書面は、保有個人情報提供先への訂正決定通知書(第二十一号様(保有個人情報提供先への訂正決定通知書)

(保有個人情報利用停止請求書)

第十六条 法第九十九条第一項の書面は、保有個人情報利用停止請求書(第二十二号様式)

とする。

(保有個人情報利用停止決定通知書等)

- | 式)とする。| 第十七条 法第百一条第一項の書面は、保有個人情報利用停止決定通知書(第二十三号様
- | する。| 2 法第百一条第二項の書面は、保有個人情報利用不停止決定通知書(第二十四号様式)と

(諮問をした旨の通知)

個人情報保護審査会諮問通知書(第二十七号様式)により行うものとする。 第十八条 法第百五条第三項で準用する同条第二項の規定による通知は、大分県情報公開・

(委任)

2 1 第十九条 この規則に定めるもののほか、知事が保有する個人情報の保護等に関し必要な事 は、廃止する。 項は、別に定める。 知事が保有する個人情報の保護等に関する規則(平成十四年大分県規則第六十一号) (知事が保有する個人情報の保護等に関する規則の廃止) この規則は、令和五年四月一日から施行する。 (施行期日) 第1号様式 (第3条関係) 記錄項目 その同 記録範囲 開示請求等を受理する組織の名称 令の規定による特別の手続等 訂正及び利用停止に関する他の法 及び所在地 記録情報の経常的提供先 要配慮個人情報が含まれるときは、 記録情報の収集方法 個人情報ファイルの利用目的 る事務をつかさどる組織の名称 個人情報ファイルが利用に供され 行政機関等の名称 個人情報ファイルの名称 (所在地) 個人情報ファイル簿 終

令和五年三月三十一日

大分県報号外 (規則)

 \equiv

		-
	□法第60条第2項第1号	第2号模式(第4条関係)
	(電算処理ファイル) □法第 60 条第 2 項第 2 号	保有個人情報開示請求書 年 月 日
個人情報ファイルの種別	政令第 21 条第 7 項に該当す (マニュアル処理ファイル)	2
	3771N	
	□有 □無	(かりがな) 氏名
行政機関等匿名加工情報の提案の		NI .
募集をする個人情報ファイルであ		年 男 大 () 日 男子 () 日
on DE		/ Ve ter terren.
行政機関等匿名加工情報の提案を		個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第76条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。
受ける組織の名称及び所在地		
		1 開示を請求する保有個人情報(具体的に特定してください。)
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情		
報に関する提案を受ける組織の名		2 求める開示の実施方法等 <u>(本欄の記載は任意です。)</u> ア又はイに○印を付してください。アを選択した場合は、実施の方法、場所及び希望日
称及び所在地		や問載してくだめい。
作成された行政機関等匿名加工情		ア 窓口における囲示の美胞を希望する。 <実 施 の 方 法> □閲覧又は 視聴 □写しの交付
報に関する提案をすることができ		情報センター [
る期間		イ 写しの送付を希望する。 4 月 日
齏		3 本人確認等
		イ 請求者本人確認書類 □運転免許証 □健康保険被保険者証 □個人番号カード □その他(
		※ 囲水電子を行って出るようの窓口では、 加えてはたがのプラウオを取りっている。 ウ 本人の状況等 (法を代理人とは在惑代理人が請求する場合にの必証表してください。) (ア) 本人の状況 □光成年者 (年月日生)□成年版後見人
		(A) 本人の氏名 (A) 本人の氏名
		¥ 🚓
		オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 □委任状 □その他 (
		4 職員記載欄
		事務担当課所等
		備考

※ この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大分県知事に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して1年を経過すると日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大分県を被告として(訴訟において大分県を代表する者は大分県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当談審査請求に対する残決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。	2 不開示とした部分とその理由	1 開示する保有個人情報 (全部開示・部分開示)	る弦律(平成12平弦律券2/方)券22米券1長の規定により、下記のごおり開示することに決定したので通知します。 記	年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、個人情報の保護に関す ・	股 大分県知事 <u>间</u>	第3号様式 (第6条関係) 保有個人情報開示決定通知書 第 号 号
	電話番号 () ー 備考 窓口で保有個人情報の開示を受けるに当たっては、この通知書を係員に提示してください。	5 事務担当課所等	郵送に要 1 準備に要する日数 日 する費用 2 郵送に要する費用 円 (普通郵便の場合) 等 ※簡易書留又は本人限定受取の方法を希望する場合は、別途費用が必要です	写しの作 成に要す 円 () る費用	の実施方法による開示の可否等	(裏) 4 開示の実施の方法等 (同封の説明事項をお読みください。) あなたが 開示請求 書に記載 した開示

の訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6の訴えを提起することができます(なお、この決定の日の翌日から社算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。	※ この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大分県知事に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。 また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、	事務担当課所等 電話番号 () —	開示しない理由	開示請求に係る保有個人情報の名称等	P	年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第82条第2項の規定により、下記のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。	大分県知事	2		第4号模式(第6条関係)	
事務担当課所等	延長の理由	延長後の期間 日 (開示決定等期限 年 月 日)	開示請求に係る 保有個人情報の 名称等	期間を延長したので通知します。	年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第83条第2項及び大分県個人情報保護法施行条例(令和4年大分県条例第32号)第5条第2項の規定により、下記のとおり開示決定等の	大分県知事	题	年 月 日	П	第5号様式 (第7条関係) 	- スパーリューラ タイ (井屋)

(複数の他の行政機関の長等に移送する場合には、その旨)	論 が	電話番号() -	事務担当課所等
電話番号() —	等地繼导財務集	年月日	ついて開示決定等をする期限
・ 開示請求書 ・ 移送前に行った行為の概要記録 ・	添付資料等	年月日	人情報のうちの相当の 部分について開示決定 等をする期限 現りの保有個人情報に
法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合 本人の状況 □末成年者 (年 月 日生) □成年被後見人 「田・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	開示譜求者氏名等		四小水ルゴの地吹の付例(法第84条及び条例) 第6条) を適用する理由 開示請求に係る保有個
氏名: 住所又は居所: 事%先:			人情報の名称等
	開示請求に係る保有 個人情報の名称等		開示請求に係る保有個
們		型性	つだめ ご田科 しまり。
年 月 日付けで大分県知事に請求のあった保有個人情報の開示について、個報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第85条第1項の規定により、下記おり移送します。	年 月 日	年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第84条及び大分県個人情報保護法施行条例(令和4年大分県条例第32号)第6条の規定により、下記のとおり開示決定等の期間を延長したので選加します。	年 月 日付け 護に関する法律(平成15- 和4年大分県条例第32号)
大分県知事		大分県知事	
等) 殿	(他の行政機関の長等)		殿
第8条関係) 他の行政機関の長等への保有個人情報開示請求事案移送書 第 年 月	第7号様式 (第8条関係) 他の行政機	(係) 保有個人情報開示決定等期間特例延長通知書 第 号 年 月 日	第6号様式(第7条関係) 保有

- imiu	電話番号 () —	移送をした機関の事 務担当課所等
M 5. € ⇒ 5	(連絡先) 部局課室名: 所在地: 電話番号:	移送先
	(を買り開業的には、)	移送の理由
THE STATE OF THE S	年月日	移送をした日
		開示請求に係る保有 個人情報の名称等
扱い	門	
描 選	なお、保有個人情報の開示決定等は、下記の移送先において行われます。	なお、保有個人情報の
9# 宛	年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第85条1項の規定により、下記のとおり移送したので通知します。	年 月 日付に 護に関する法律(平成1 したので通知します。
	大分県知事	
		殿
第	8条関係) 開示請求者への保有個人情報開示請求事案移送通知書 第 号 年 月 日	第8号様式 (第8条関係) 開示請求

9号様式(第9条関係)

保有個人情報開示決定等意見照会書(法第86条第1項適用)

第

年 月

11年

礟

大分県知事

知事

프

(あなた、貴社等)に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の 襲に関する法律(平成15年法律第57号)第76条第1項の規定による開示請求があり した。

つきましては、同法第86条第1項の規定により通知しますので、当該保有個人情報を 期示することにつき意見がある場合は、同封した「保有個人情報開示決定等意見書」を 提出してください。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に意見がないものとして取り います。

意見書の提出期限	意見書の提出先 (事務担当課所等)	開示請求に係る保有 個人情報に含まれて いる(あなた、貴社等) に関する情報の内容	開示請求に係る保有 個人情報の名称等 開示請求の年月日
年	(課室名) (所在地) (電話番号)		年
Л			
П	1		ш

第10号樣式(第9条関係) 保有個人情報開示決定等意見照会書(法第86条第2項適用) 第 号 年 月 日	第11号樣式(第9条関係)	保有個人情報開示決定等意見書 年 月 日
	大分県知事	遷
		(ふりがな) 氏名又は名称
大分県知事		(法人その他の団体にあっては、その団体の代表者名)
(あなた、貴社等)に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の日報に出する法律(アポリケスを発生のでは、個人情報の日報に出する法律(アポリケスを発生のではなどものではなどものではなどもの		
ました。		
)さましては、四広場の8米名と現の死たにより連知しまりので、自該体育画人情報を 開示することにつき意見がある場合は、同封した「保有個人情報開示決定等意見書」を Turk at No.	年月	日付けで照会のあった保有個人情報の開示について、下記のとおり意
なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に意見がないものとして取り 扱います。		퍤
間	開示請求に係る保有個 人情報の名称等	
開示請求に係る保有 個人情報の名称等		□保有個人情報を開示されることについて支障がない。
開示請求の年月日 年 月 日		□保有個人情報を開示されることについて支障がある。
法第86条第2項第1号 又は第2号の規定の適 用区分及びその理由 (適用理由)	開示に関しての意見	(1) 支障(不利益)がある部分
開示請求に係る保有個人情報に含まれて		(2) 支障(不利益)の具体的理由
いる (あなた、 _責 社等) に関する情報の内容		
意見書の提出先 (課室名) (事務担当課所等) (電話番号) () ー		
意見書の提出期限 年 月 日	連絡先	

内に、大分県知事に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った 日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると 審査請求をすることができなくなります。)。 また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、 大分県を被告として(訴訟において大分県を代表する者は大分県知事となります。)、処分の取消 しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを 提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に 大分 表表してきないでも、この決定の日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起 することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に 大名 対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起 下8	※1 該当する□内にレ点を記入し、	開示を実施する日 年 月 日	開示決定をした日 年月日 一部の場合、当該部分の内容	問示する理由 □ 2の全部 □ 2の一部 □ 2の一部	ી	開示請求に係る保有個 3 求める開示の内容	り畑和しまり。	登社等)から 年 月 日付けで「保有個人情報開示決定等意見書」の提 1 保有個人情報開示決定通知書の番 す個人情報の開示については、下記のとおり保有個人情報を開示することに決 文書番号: 第 1人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第86条第3項の規定によ 日 付: 年 月	個人情報の保護に関する法律(平成11 大分県知事 印出をします。	住所又 <u>〒</u>	第 号 大分県知事 殿 (ふりがな) 氏名	
電磁的記録については、技術的な事情により希望した方法による開示を実施することができないこがあります。 保有個人情報について部分ごとに異なる方法による開示の実施を求める場合は、別紙により当該部ごとに開示の実施方法を記入してください。 でとに開示の実施方法を記入してください。 書等の提出先 県情報センター	→ 希望する郵送方法 □ 普通郵便 □ 簡易書留 □ 本人限定受取 □ 信息事項を記入し、() 内に必要事項を記入してください。	(3) 実施を希望する日 年 月 日 開談による写しの交付 メニュー・ボーン	□ 情報センター □ 地区情報コーナー(□ 窓口における開示(1)実施の方法□ 閲覧又は視聴 □ 写しの交付(2) 開示の基所	報実施の方法		人情報の名称	2通知書の番号等第 号	個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第87条第3項の規定に基づき、下記のとおり 出をします。 記	住所又は居所 〒 電話番号 () ー	5.0 から (A.0 から) (A.0 から)	年 月 日

第16号様式(第13条関係)

保有個人情報不訂正決定通知書

併

耳垣

胀

愚

大分県知事

関する法律(平成15年法律第57号)第93条第2項の規定により、下記のとおり訂正しない ことに決定したので通知します 併 П 日付けて請求のあった保有個人情報の訂正については、個人情報の保護に

뺍

事務担当課所等	訂正しない理由	訂正譜求に係る 保有個人情報の 名称等
電話番号() —		

* ※ この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月 以内に、大分県知事に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知 った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過 すると審査請求をすることができなくなります。)。

に、大分県を被告として(訴訟において大分県を代表する者は大分県知事となります。)、処分の 取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起 算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消し の訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審 査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの 訴えを提起することができます。 また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内

			電話番号(事務担当課所等
電話番号() —	事務担当課所等			
年 月 日	訂正決定等をする期 限			延長の理由
	訂正決定等の期限の 特例(法第95条)を 適用する理由			
	訂正請求に係る保有個人情報の名称等	類限 年月日)	日(訂正決定等期限	延長後の期間
				訂正譜求に係る 保有個人情報の 名称等
		팬		
年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第95条の規定により、下記のとおり訂正決定等の期間を延長したので通知します。	年 月 日付けで請求のあった6 保護に関する法律(平成15年法律第57号 決定等の期間を延長したので通知します。	年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第94条第2項の規定により、下記のとおり訂正決定等の期間を延長したので通知します。	年 月 日付けで請求のあった保有個J 保護に関する法律(平成15年法律第57号)第9と り訂正決定等の期間を延長したので通知します。	年 月 日 保護に関する法律 り訂正決定等の期間
大分県知事		大分県知事		
	娱		裹	
. 関係) 保有個人情報訂正決定等期間特例延長通知書 第 号 年 月 日	第18号様式 (第13条関係) 保有(係) 保有個人情報訂正決定等期間延長通知書 第 号 年 月 日	長関係) 保有個人情報訂正決	第17号様式 (第13条関係) 保 ³

電話番号 () —	移送をした機関の事 務担当課所等	(複数の他の行政機関の長等に移送する場合には、その旨)	童
所在地: 電話番号:		課所等 電話番号 () —	事務担当課所等
(連絡先) 部局課室名:	移送先	**************************************	祭为夏科寺
(行政機関の長等)		・訂正請求書 ・移送前に行った行為の概要記録	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	移送の理由	本人の状況 □未成年者 (年 月 日生) □成年数後見人 □任意代理人委任者 本人の氏名 本人の任所又は居所	
年月日	移送をした日	又は任意代理人による訂正請求の場合	訂正請求
	訂正請求に係る保有個人情報の名称等	住所又は居所: 連絡先:	
7		 	
빤		別上調水に体る体句個人情報の名称等	固人情報
保有個人情報の訂正決定等は、下記の移送先において行われます。	なお、保有個人情報		
年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第96条第1項の規定により、下記のとおり事案を移送したので通知します。	年 月 日付けで請求の 保護に関する法律(平成15年法律 り事案を移送したので通知します。	門	
大分県知事		年 月 日付けで大分県知事に請求のあった保有個人情報の訂正について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第96条第1項の規定により、下記のとおり移送します。	個人情報下記のと、
	殿	大分県知事	
年 月 日		年 月 日 田の行政機関の長等) 殿	(倍の
11	E 4. E 5.	I	
訂正譜求老への保有個人情報訂正譜求事家移送通知書	第20号様式 (第14条関係)	第19号様式 (第14条関係) 他の行政機関の長等への保有個人情報訂正請求事案移送書	第19号樣

第21号樣式(第15条関係)	※)		第22号様式(第16条関係)		
存	保有個人情報提供先への訂正決定通知書	組		保有個人情報利用停止請求書	
		Я	大分県知事	腰	Я
			(ふりがな) 氏名	(3)	
他の行政機関の長等	安) 聚		住所? 〒	住所又は居所 〒 電話番号()	I
	大分県知事	印	個人情報の保護に関する? のとおり保有個人情報の利用	個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第98条第1項の規定により、 とおり保有個人情報の利用停止を請求します。	より、下記
(他の行政機関の長急 実施したので、個人情報	(他の行政機関の長等) に提供している保有個人情報について、下記の通り訂正を実施したので、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第97条の規定	下記の通り訂正を 号) 第97条の規定		門	
により通知します。			利用停止請求に係る保有個 人情報の開示を受けた日	年 月 日	
	퍤		開示決定に基づき開示を受 けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号: 用示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等	Ш
訂正を実施した保有 個人情報の名称等			利用停止請求の趣旨及び理	(趣旨) □第1号談当 → □利用の停止、□消去 □第2号誌当 → 単作の値に	
保有個人情報の特定	(訂正請求者の氏名、住所等)		III		
ずに) シロタルが囲	(訂正由容)		1		
日 月 フィス年及り発	(HJENIT)		1 利用停止請求者	□本人 □法定代理人 □任意代理人	
В			2 請求者本人確認書類 □選転免許証 □健康 □その他 (※ 請求書を送付して請求	青求者本人確認書類 □運転免許証 □健康保険被保険者証 □個人番号カード □その他(請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。	Õ
	(訂正理由)		3 本人の状況等 (法定代理人) ア 本人の状況 □未成年者 □ 任意代理 (ふりがな)	本人の状況等 (法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。 ア 本人の状況 □末成年者 (年 月 日生) □成年被後見人 □任意代理人委任者 (よりがな) (よりがな) (よりがな) (よりなな) (よりななな) (よりなな) (よ	0
事務担当課所等	電話番号() -		 4 法定代埋人が請求する場合、次のいすれかの書表 請求資格確認書類 □戸籍謄本 □登記事項記 5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、 ************************************	法定代理人が請求する場合、次のいすれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 □戸籍謄本 □登記事項証明書 □その他(任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 ##+※ルトールールールー### □をには、□▼には、	
			事務担当課所等		
			企业		

第23号様式(第17条関係)	保有個人情報利用停止決定通知書	第24号樣式(第17条関係) 保有個人情報利用不停止決定通知書
	第 年 月 日	第 中
澱		殿
	大分県知事	大分県知事
年 月 日付けで請求のあった 護に関する法律(平成15年法律第57号 止することに決定したので通知します。	日付けで請求のあった保有個人情報の利用停止については、個人情報の保 (平成15年法律第57号) 第101条第1項の規定により、下記のとおり利用停 定したので通知します。	年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の利用停止については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第101条第2項の規定により、下記のとおり利用停止しないことに決定したので通知します。
利用停止請求に係る保有個人情報の名称等		Euli.
利用停止請求の趣旨		利用停止請求に係る保有個人情報の名称等
	(利用停止の内容)	
利用停止する内容及び 理由	(利用停止の理由)	利用停止しない理由
事務担当課所等	電話番号 () 一	事務担当課所等 電話番号 () —
この決定に不服がある場合には、この決定が内に、大分県知事に対して審査請求をすること日の翌日から起算して3か月以内であっても、審査請求をすることができなくなります。)。また、この決定については、この決定があった分県を被告として(訴訟において大分県を任として(訴訟において大分県を任しつ訴えを提起することができます(なお、この決定の日の翌日からのお月以内であっても、この決定の日の翌日から担応することができなくなります。)。ただし対する裁決があったことを知った日の翌日からすることができます。	一ての決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大分県知事に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると音音請求をすることができなくなります。)。	※ この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大分県知事に対して審査請求をすることができます (なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大分県を被告として (訴訟において大分県を代表する者は大分県知事となります。)、処分の取消人の訴えを提起することができます (なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

		l	電話番号(等無理当課所等
電話番号 () —	事務担当課所等			
年月日	利用停止決定等をする期限			延長の理由
	利用停止決定等の期限の特例(法第103条)を適用する理由	別限 年月日)	日(利用停止決定等期限	延長後の期間
	利用停止請求に係る保有個 人情報の名称等			利用停止請求に係 る保有個人情報の 名称等
苊			뙌	
年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の利用停止については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第103条の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長したので通知します。	年 月 日付けで請求のあった保有個Jの保護に関する法律(平成15年法律第57号)第 の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第 用停止決定等の期限を延長したので通知します。	年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の利用停止については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第102条第2項の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期間を延長したので通知します。	年 月 日付けで請求のあった保有個人情報のの保護に関する法律(平成15年法律第57号)第102条おり利用停止決定等の期間を延長したので通知します。	年 月 日付 保護に関する法律(り利用停止決定等の)
大分県知事		大分県知事 印	大分	
	學是			悪
条関係) 保有個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書 第 号 年 月 日	第26号樣式(第17条関係) 保有個人情	期間延長通知書 第 号 年 月 日	関係) 保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書	第25号様式 (第17条関係) 保有i

審査請求 利用停止決定等]の内 審査請求に係る開示 個人情報の名称等 審査請求に係る保有 事務担当課所等 決定等[訂正決定等、 諮問日·諮問番号 $\widehat{\Xi}$ 2 電話番号(升 審査請求の趣旨 審査請求日 Д Ξ. 諮問 J|I

- (注1) 「審査請求に係る開示決定等[訂正決定等、利用停止決定等]の内容」の欄については、開示決定等[訂正決定等、利用停止決定等]の日付・文書番号、開示決定等[訂正決定等]を表定等、利用停止決定等]をした者、開示決定等[訂正決定等、利用停止決定等]の種類(開示決定、不開示決定等)を記載する。
- (注2) 「諮問日・諮問番号」の欄は、大分県情報公開・個人情報保護審査会が付す番号 にも2